

秋田県公報

目 次

ページ

公安委員会規則

○秋田県公安委員会が保有する行政文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則（一・広報広聴課）……………1

警察本部告示

○秋田県警察本部長が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程（一三・広報広聴課）……………1

公安委員会規則

秋田県公安委員会規則第2号

秋田県公安委員会が保有する行政文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成21年3月13日

秋田県公安委員長 柴 田 寛 彦

秋田県公安委員会が保有する行政文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則

秋田県公安委員会が保有する行政文書の公開等に関する規則（平成14年秋田県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第7条中「警察本部警務部総務課情報公開センター」を「警察本部警務部広報広聴課情報公開センター」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

警察本部告示

秋田県警察本部告示第13号

秋田県警察本部長が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年3月13日

秋田県警察本部長 西 川 直 哉

秋田県警察本部長が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程

秋田県警察本部長が保有する行政文書の公開等に関する規程（平成14年秋田県警察本部告示第5号）の一部を次のように改正する。

第7条中「警察本部警務部総務課情報公開センター」を「警察本部警務部広報広聴課情報公開センター」に改める。

附 則

この規程は、平成21年3月13日から施行する。

発行者 秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷者 秋田県
秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話(082)8766 FAX(082)8766
E-mail:matsubara@matsubarainsetsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄